

# 幼児教育・ 保育の無償化について



狭山市 七夕の妖精

おりひい

問合せ

狭山市役所

04 (2953) 1111 (代)

保育幼稚園課

利用者支援担当 (内) 1531・1532・1533

# 幼児教育・保育の無償化

## 無償化の対象は？

- 無償化になるのは保育料のみです。（通園・送迎費・食材料費（給食費）・行事費などは実費負担）
- 基本は3歳児からです。
- 認定の種類によって無償化される上限額等が異なります。

## 認定って何？

- 保育園や幼稚園など、教育・保育施設を利用する場合は支給認定（認定）を受ける必要があります。

1号認定

2号認定

3号認定

新1号認定

新2号認定

新3号認定

- 子どもの年齢や家庭状況により認定が異なります。
- 認定には期間があります。一度受けた認定も期間が切れていないか、確認してください。
- 年度ごと、または必要に応じて現況確認書類を提出する必要があります。
- 転居や離婚、祖父母等との同居など、世帯状況に変更があった場合は必ずお申し出ください。
- 認定の変更は月単位で行います。

施設の種類	満年齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
	クラス（4/1時点での年齢）		0歳児 クラス	1歳児 クラス	2歳児 クラス	3歳児 クラス	4歳児 クラス	5歳児 クラス	
P.2 保育所等	在園	保育所	3号 現行通りの料金 （住民税非課税世帯は無償）			2号 現行通り の料金	2号		
		地域型保育 （小規模）							
		認定こども園 （保育部分）					2号		
	保育所等保留（待機）中		3号			2号			
P.2 認定こども園 （幼稚園部分） 新制度移行幼稚園	保育の 必要性 あり	住民税非課税世帯				1号+ 新3号	1号+新2号		
		住民税課税世帯							
	保育の必要なし					1号			
P.3 私立幼稚園 （新制度移行幼稚園を除く）	保育の 必要性 あり	住民税非課税世帯				新3号	新2号		
		住民税課税世帯							
	保育の必要なし					新1号			
P.3 認可外保育施設 ベビーシッター ファミリーサポートセンター 病児保育 一時預かり保育事業 など県に届出済の施設のみ	保育の 必要性 あり	住民税非課税世帯	新3号（3号）			新2号（2号）			
		住民税課税世帯	3号						
	保育の必要なし								
障害児通所施設						認定の手続き不要			
企業主導型保育事業	従業員枠	3号 又は保育を必要とする 事由を事業所が認める場合			2号 又は保育を必要とする 事由を事業所が認める場合				
	地域枠	3号			2号				

※上記の表は市内の施設を対象としております。他市町村の施設を利用している場合、上記の認定と異なる場合があります

## 保育所・認定こども園（保育部分）などを利用する人

### 3～5歳児クラス（2号認定）

<b>保育料</b>	保育料のみ全額無償化 ※時間外保育料・教材費・行事費・給食費などは無償化の対象となりません
<b>給食費</b>	施設の定める料金（給食費の金額は施設から示されます） ※（公立保育所は主食費900円、副食費が4500円です） ※年収360万円未満相当世帯および多子世帯（就学前の子どもから数えて第3子以降）は副食費が免除されます

### 0～2歳児クラス（市民税非課税世帯）（3号認定）

市民税非課税世帯は、保育料が無償化となるため、保育料に含まれる主食費・副食費も無償化となります。

**申請先：狭山市役所保育幼稚園課へ**

#### 提出書類

- ①「教育・保育給付認定（変更）申請書」
- ②保育を必要とする事由を証明する書類※詳しくは『入所のしおり』をご確認ください

## 新制度移行幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を利用する人

### 満3歳～5歳児クラス（1号、新2号、新3号認定）

<b>保育料</b>	保育料のみ全額無償化 ※入園料・教材費・行事費・給食費などは無償化の対象となりません
<b>給食費</b>	施設の定める料金（給食費の金額は施設から示されます） ※年収360万円未満相当世帯および多子世帯（小学校3年生までの子どもから数えて第3子以降）は副食費が免除されます

**1号** 満3歳以上で、教育時間のみ利用するお子さん（全員対象）

#### 新2号・新3号

保育が必要な理由に該当する、**3歳児クラス（年少）から5歳児クラス（年長）**のお子さん（新2号）  
保育が必要な理由に該当する、満3歳児で住民税非課税世帯のお子さん（新3号）

※すでに保育所等の申し込みで2号・3号認定を受けている場合は申請は不要です（みなし認定）

#### 預かり保育

幼稚園が行う預かり保育の無償化の対象となるには、**新2号・新3号の認定を受ける必要があります。**

※在園している施設が開園日数200日未満または1日あたりの開園時間が8時間未満の場合、認可外保育施設などと併用ができます

※450円/日（上限11,300円/月額・新3号認定は上限16,300円/月額）まで無償化となります

◎預かり保育料の給付は償還払い（保護者がいったん費用を支払い、後から払い戻しを受ける）になります

**申請先：各施設または狭山市役所保育幼稚園課へ**

#### 提出書類

- |         |   |
|---------|---|
| 1号      | ①『教育・保育給付認定（変更）申請書』                       |
| 新2号・新3号 | ①『施設等利用給付認定（変更）申請書』<br>②保育を必要とする事由を証明する書類 |

## 幼稚園（新制度移行幼稚園を除く）を利用する人

### 満3歳～5歳児クラス（新1号、新2号、新3号認定）

<b>保育料</b>	入園料・利用料が合計月額25,700円まで無償化 ※入園料は初年度のみ（入園料÷在籍月数）で計算します（利用料が限度額を超えている場合は入園料は含みません） ※延長保育料・教材費・行事費・給食費などは無償化の対象となりません
<b>給食費</b>	施設の定める料金（給食費の金額は施設から示されます） ※年収360万円未満相当世帯および多子世帯（小学校3年生までの子どもから数えて第3子以降）は副食費が無償化となります（一旦支払ったものに対し月額4,500円を限度として後日支払われます）

- 新1号** 幼稚園（新制度移行幼稚園を除く）を利用する満3歳～5歳児クラスのお子さん
- 新2号** 保育が必要な理由に該当する、3歳児クラス（年少）から5歳児クラス（年長）のお子さん
- 新3号** 保育が必要な理由に該当する、満3歳児で住民税非課税世帯のお子さん

※すでに保育所等の申し込みで2号・3号認定を受けている場合は申請は不要です（みなし認定）

**預かり保育** 幼稚園が行う預かり保育の無償化の対象となるには、新2号・新3号の認定を受ける必要があります。

※450円/日（上限11,300円/月額・新3号認定は上限16,300円/月額）まで無償化となります

※在園している施設が開園日数200日未満または1日あたりの開園時間が8時間未満の場合、認可外保育施設などと併用ができます

◎預かり保育料の給付は償還払い（保護者がいったん費用を支払い、後から払い戻しを受ける）になります

**申請先：各施設または狭山市役所保育幼稚園課へ**

#### 提出書類

- 新1号 ①『施設等利用給付認定（変更）申請書』
- 新2号・新3号 ①『施設等利用給付認定（変更）申請書』  
②保育を必要とする事由を証明する書類

## 認可外保育施設などを利用する人

### 対象となる施設

認可外保育施設  
事業所内保育所  
ベビーシッター  
ファミリーサポートセンター  
一時預かり  
病児保育（病後児保育）

狭山市が無償化の対象施設であることの確認を行った施設

### 3～5歳児クラス（新2号認定）

<b>保育料</b>	利用料が月額37,000円まで無償化 ※延長保育料・教材費・行事費・給食費などは無償化の対象となりません
<b>給食費</b>	現行通りの料金（給食費の金額は施設から示されます）

### 0～2歳児クラス（市民税非課税世帯）（新3号認定）

<b>保育料</b>	利用料が月額42,000円まで無償化 ※延長保育料・教材費・行事費・給食費などは無償化の対象となりません
<b>給食費</b>	現行通りの料金（給食費の金額は施設から示されます）

※給付は償還払い（保護者がいったん費用を支払い、後から払い戻しを受ける）になります

※すでに保育所等の申し込みで2号・3号認定を受けている場合は申請は不要です（みなし認定）

**申請先：狭山市役所保育幼稚園課へ**

#### 提出書類

- ①『施設等利用給付認定（変更）申請書』
- ②保育を必要とする事由を証明する書類

# 保育の必要性とは

- 「保育の必要性」とは保護者の就労、病気などの理由により家庭において就学前の子どもを十分に保育できない状況をいいます

## 【保育の必要性に係る事由】

就 労	要 件	1月において64時間以上かつ週16時間以上の労働を常態としている場合
	必要な書類	就労証明書 ※自営業の方は、確定申告書、開業届など自営業を営んでいることがわかる書類を添付
母親の妊娠・出産	要 件	妊娠中であるか、出産後間もない場合 ※出産前6週（多胎妊娠なら14週）目にあたる月の1日から出産後8週目にあたる月の月末まで
	必要な書類	母子健康手帳の出産（分娩）予定日記載ページの写しまたは医師による日中保育ができないと判断される診断書など
保護者の疾病・障害	要 件	疾病、負傷、もしくは心身に障害を有している場合
	必要な書類	診断書、障害者手帳などの写し
親族の介護・看護など	要 件	親族を介護または看護している場合
	必要な書類	介護・看護を受けている方の診断書、障害者手帳の写し、介護・看護の時間がわかる書類など
災 害 復 旧	要 件	震災・風水害・火災などの災害復旧に当たっている場合
	必要な書類	罹災証明書または罹災届出証明書
就 学 な ど	要 件	学校教育法に規定する学校や職業訓練校などに在学している場合
	必要な書類	学生証と授業のカリキュラムの写しなど
そ の 他	要 件	上記に類する事情で市長が認めた場合
	必要な書類	児童の保育が必要であると判断できる証明書

☆就労証明書などは市のホームページからダウンロードできます

